

○財務省告示第七十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和三年三月二十五日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和三年三月二十四日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
28.01	[略]			28.01	[同左]		
28.35	[略]			28.35	[同左]		
28.36	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの			28.36	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの		
2836.20	[略]			2836.20	[同左]		
2836.30	[略]			2836.30	[同左]		
2836.40	ーカリウムの炭酸塩			2836.40	000 ーカリウムの炭酸塩		KG
	010 ーー炭酸二カリウム		KG				
	090 ーーその他のもの		KG				
2836.50	[略]			2836.50	[同左]		
2836.99	[略]			2836.99	[同左]		
28.37	[略]			28.37	[同左]		
28.53	[略]			28.53	[同左]		
[略]				[同左]			